

Tokyo Taiju

# 大樹

Law offices

NO.63



先日、必要があって古い記録を見た。その中に、弁護士になって8年目で担当した国選刑事事件のファイルがある。弁論要旨は手書きで43ページ、そのコピーは紫色に変色している。公団賃貸住宅で這い這いしている長男をあやしながら、苦労して獲得することとなる初めての無罪判決に通ずるもので、様々な思い出がある。

しかし私が、ここで特に指摘したいのは事件関係に要した情報伝達の速度と技術の変化である。弁論要旨作成も和文タイプでの作成から、ワープロを経てパソコンでの意見交換まで、莫大な量と質の情報の伝達を行っている。

文章作成に止まらず、法律・政令、判例の分野においても、その他の日常の生活分野においても、半世紀以前には思いも及ばなかつたことが今日では出来ている。弁護士に対する期待もまた大なるものがあると自覺したい。



## コラム 家族信託契約を 知っていますか

家言



**家族信託の「い興味」**

保有する人が認知症などで判断力が衰えたときに財産管理や処分に困らないよう、判断力があるうちに財産を信頼する人に委託し、財産から得る利益を受益者に取得させるようにする制度です。判断力が衰えた場合には成年後見制度を利用するとも考えられますが、成年後見だと積極的な財産の運用や税金対策などができないこと、後見人を選べないこと、専門職が後見人にな

見申立を躊躇する方もいます。しかし、家族信託だとのよくな問題は回避できます。また、受託者に名義を移転し受益者も指定するので遺言書の代わりになること、子どもの代への承継だけでなく孫の代への承継も決める事ができる」となど、委託者の意思を死後も実現していくことに特徴があります。但し、委託者の身上監護は契約内容にならないことや、信託契約を締結してしまうと長期間契約に拘束されること、遺留分を侵害する契約を締結した場合に減殺請求を受けると信託契約そのものが覆ることなどの問題があります。有用な制度ではあります。有用な制度ではありますが、利用する場合には専門家に相談するなど慎重を期する必要がありま

## コラム HPVワクチン薬害 東京訴訟について

平成28年7月に提訴

平成28年7月に提訴したHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）薬害東京訴訟は、現在、東

研究で安全性が確認されていることを主張の柱の一つとしています。これについては、H.Pランバーレー症候群などの定義づけられた自己免疫疾患など)や個々の症状で発症率を比較しても、多様な症状が重層的に発現するという特徴が把握できず、被告側が根拠とする医学研究には設計に問題があることを指摘しています。

危険性や有効性といった総論の主張と平行して、原告側は、各原告の被害の実情を個別に主張・立証しています。弁論期日には、毎回車椅子の少女が複数傍聴し、体調を崩す原告もあり、H.Pランバーレー症候群の副反応の深刻さを痛感しています。

裁判はまだまだ続きますので、またご報告させていただきます。

## 事件紹介

弁護士  
近藤  
博徳

長くヨーロッパで暮りす、ある日本人がいました。彼は日本人としての誇りを持ち、日本人会の会長も務め、現地の日本領事館からも厚い信頼を得ていました。数年前、彼は仕事上の必要から、現地の国籍を取得しましたが、その時も日本人としてのアイデンティティを手放すという意識は微塵もありませんでした。ところが、この国籍取得が「自己」の志望によって外国籍を取得した者は「日本国籍を失う」と規定した国籍法11条1項に該当するとして、彼は日本国籍を喪失した、とされてしまいました。

彼は「日本人であることを辞めたことは一度もない。」と怒り、裁判を起こすことになりました。【国籍法11条1項】は違憲無効であり、自分は日本国籍を失っていない。」という裁判です。

「自分で外国籍を取得したら、日本国籍を失うのは当然だ。」と考える人が多いようです。が、日本国籍を放棄する意思がなくても、国籍を失わせるべきなのでしょうか。例えば日本人の父に認知された外国籍の子は、外国籍を持つたまま日本国籍を取得することができます。日本に帰化する場合ですら、事情によっては元の国籍を持ったままの帰化が認められます。これが国籍法に明記され、実際にブラジルやフィリピンからの帰化者は元の国籍を失っていません。日本人だけが日本国籍を失わなければならぬのはむしろ不公平ではないでしょうか。

当然のルールじゃ」のじゃかいで、例えば「A国じB国がども」「田国氏のどもに国籍を与える」と決めれば、A國民とB國民の夫婦の子はAB二つの国籍を持つことになります。つまり、重国籍は、好みや善悪の問題ではなく、必ず現実に発生するのです。日本の国籍法も、重国籍を制限ひとつ、実は他方で重国籍を容認しています。法務省の推計で約90万人とされる重国籍者む、いののような国籍法の規定によって発生しているのです。

この裁判に関心のある方は、支援ネットワークのホームページ（URL : yumejitsu.net）をどうぞ。

## 事件紹介 私たちの「浪江」を返せ！ ～浪江原発訴訟～

弁護士 濱野 泰嘉



弁護士 濱野 泰嘉

以前、2011年3月11日の福島第一原発事故で被害を受けた浪江町の町民約1万5700人の依頼を受け、原発ADRの集団申立（浪江町集団ADR）を行っていると報告させていただきました。

その後、浪江町集団ADRは、原子力損害賠償紛争解決センター（原紛センター）の仲介委員から和解案が出され、町民側は早期に解決するならばと受け入れを表明しましたが、

弁護士 佐々木 学  
検証に参加しました

## 福島原発訴訟の 現地検証に参加し

弁護士 佐々木 学



この訴訟は、福島県南相馬市原町区大藪地区などに住む住民ら47世帯・189名が原告となつて、2011年3月に発生した福島第一原発事故によって、ふるさとを喪失・変容させられたことについての慰謝料などの支払いを求めて、東京電力を被告として訴えを提起したもので（提訴日は2015年9月16日、提訴した裁判所は福島地裁いわき支部です）。私も弁護団の一員としてこの訴訟に関わってきました。

この申請の原告の経験は以下の如きです。84名は、事故があつた福島第一原発から半径20km圏内の住民です。そのため、その住人が避難区域に指定され、2016年7月12日にその指定が解除されるまで、5年4か月に及び過酷な避難生活を余儀なくされました。そして、避難区域の指定が解除されてからも、原発事故後に、周囲の多くの住民が避難先から戻つてこないために、その生活環境が激変してしまいました。

福島第一原発から半径20km圏外に住む原告らも、原発事故直後に過酷な避難生活を余儀なくされました。が、20km圏内に住む原告らと同様に、原発事故後しばらくしてから、その生活環境が激変してしまいました。

例えば、原発事故前に盛んであった地域の神社などの伝統的なイベントは、原発事故後には、人が集まらなくなってしまったために、幾つも中止に追い込まれました。また、生鮮食料品を扱っていたスーパーは、原発事

原告には、ハートの折し手であるはとの主婦達が避難したまま戻つて来ず、従業員の確保ができないために、何軒も閉鎖に追い込まれました。営業再開の日途も立つていない状況です。さらに、原発事故前には活発に活動していた地域の青年団や消防団なども、原発事故後には、特に若い世代の住民が避難先から戻つてこないために、相次いで活動休止に追い込まれています。それだけでなく、原発事故前には豊かな自然環境があつた地域には、原発事故後、除染によつてはぎ取つた表土を詰め込んだ、黒いビル製のフレコンバッカが、至る所で、うずたかく山積みに置かれている状況です。

2018年10月24日に実施された現地検証では、この訴訟を担当する裁判官に、裁判所の法廷から外に出て、実際に現地に来て貰いました。裁判官は、私たち弁護団や原告たちの説明に耳を傾け、時折、私たち弁護団に質問す

私たち弁護団のメンバーは、現地検証を実施する前には、現地に何度も通つてリハーサルを行うなど、準備に苦労しましたが（余談ですが、原発事故の影響で、いまだに常磐線が一部不通となつてゐる影響で、公共交通機関を使って、東京から南相馬の現地に向かうには、仙台経由で片道4時間近い時間がかかります。）、その苦労の甲斐もあって、裁判官には、原発事故から7年以上経過した現在も、現地がいまだに深刻な状況にある現状を何とか理解して貰えた様子でした。

今後、この訴訟では、原告の世帯代表全員について尋問を実施する予定であり、（第1審）判決が出されるのはしばらく先のことになりますが、私たち弁護団としては、何とか勝訴判決を勝ち取つて、福島原発事故による被害の救済の一助となればと願つてやみません。



## 賃金を払ってくれない?では、速攻で回収しましょ!!

弁護士 岩田 整



「賃金を払ってくれない」との相談を受けたことが多いです。「働き方改革」が叫ばれる中、未だに労働者の人権を軽視する使用者が存在することに驚かされます。

賃金未払に対しては、裁判をすつ飛ばして直ちに強制執行を回収する手続きが、民法上認められています。いわば「飛び道貫」です。証拠さえあれば、(手堅)かつ(迅速)に、さうに当事務所では、「安堵」に、未払賃金を回収する方法があります。依頼者の一人であるYさんは、賃金未払に耐えながらも誠実に勤務を続けたあげく、限界に達し、退職された方ですが、迷った末、強制執行の申立てに踏み切られました。結果は成功。Yさん曰く、「いつ倒産してもおかしくない会社なので、裁判を起としても回収できないのではないかと不安でした。結果として、無事、未払賃金の全額、さらに、あきらめかけていたサービス残業分も回収できて、本当に良かった。」誠実な労働者の当然の権利、これを実現するための支援ができる」とを嬉しく思います。

## 弁護士・弁護士会をめぐる情勢

弁護士 村田 智子

2018年4月から、東京弁護士会の期成会という会派の事務局長をしています。

東京弁護士会から来る様々な意見照会に対応しながら、弁護士や弁護士会に変革の波が押し寄せてきているのだと思感します。

例えば、「裁判の一元化」の動きです。2018年3月30日に内閣府の裁判手続き等の一元化検討会が発表した報告書に

## 弁護士会の委員会活動

弁護士 上杉 純子



弁護士会は都道府県単位で置かれており、所属する弁護士会に必ず所属しており、所属する弁護士会の活動に関与する機会も多くあります。弁護士会の活動の一つに委員会活動があります。私は、東京弁護士会の「性の平等に関する委員会」に所属しています。主に、女性としてLGBTの権利問題に取り組む委員会です。活動内容の一端を紹介すると、LGBT被害者支援のあり方を支援の専門家と意見交換したり、女性も働きやすい社会を実現すべく諸外国の労働法制を研究したり、データLGBT防止やLGBTの理解促進を行うなど、甲斐や刺激があり、様々な分野の人と出会えることが魅力です。

は、オンラインによる裁判書類の提出、e法廷(法廷)に行くのではなくウェブ会議等を利用して裁判を行なう

の開催等、かなり斬新な提案が盛り込まれています。実施されたり、私たち弁護士業務への影響も大きいと思われます。

弁護士の倫理を定める「弁護士職務基本規程」の改正も議論されています。個々の論点は多岐にわたるためここでは触れませんが、その根底には、依頼者と弁護士との関係はどうあるべきなのか、弁護士が増加している中でのどのように弁護士や弁護士会に対する社会の信頼を維持していくのか等の極めて重要な問題があります。

このような問題について、私達弁護士だけで議論するのではなく、市民の方々と幅広く議論をしていくべきと思っています。

### 事務局 ちょっとひとこと

▼ トレードで何かの商品紹介をしていると、つい見てしまった実演販売士がいます。

その方は割と落ち着いた声のトーンなので不快感はない、さらには興味がわくような実演をするので、購入した商品がいくつかあります。

使ってみるとマイナチなものもありますが、満足いくものに出会えると結構嬉しいものです。

今はどの商品でも種類が多く、購入の際に迷うことが増えたので、決め手になる情報があると助かります。(1)

▼ 牀前 月光を見る  
疑つらくは是 地上の霜かと  
頭を擧げて 山月を望み  
頭を低れて 故郷を思つ  
これは盛唐期の詩人、李白の静夜詩という代表的な詩ですが、漢詩を好きになった最初の詩です。寝床にそそぐ月の光を見ると、その白い輝きが地上におりた霜ではないかと思つばかりであり、頭を擧げると山の端にある月の光であつたと知り、眺めているうちに故郷を思い感慨にふけるのである。といつ意味です。雪国育ちの私は情景が浮かぶとともに美しい詩だなと思いつこの時期がまた好きになる瞬間です。(1)



◆アクセス: 地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分  
都営バス「花園町」下車 徒歩3分

### 編集後記



入所7年目にして初めて「大樹」発行の担当となり、バックナンバーを覗いてみました。そこには、事務局の大大大先輩が育児と仕事を奮闘している姿が、今の私と重なり勇気が湧きました。(2)